

平成28年度保育料保護者負担額の軽減拡大について

飯山市保育料徴収基準額

階層	定義	2号（3歳以上）		3号（3歳未満）	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護法による被保護世帯等	0	0	0	0
2	当該年度分の市町村民税の区分が次の区分に該当する世帯（上記以外） 第1階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	非課税世帯	4,200	4,200	7,200
3		所得割非課税世帯	8,700	8,500	12,400
4		48,600 円未満	13,200	13,000	17,600
5		63,000 円未満	16,000	15,600	20,800
6		77,100 円未満	18,800	18,400	23,500
7		97,000 円未満	21,600	21,200	27,000
8		118,000 円未満	24,100	23,500	29,300
9		142,000 円未満	26,600	26,000	32,800
10		169,000 円未満	29,100	28,500	35,600
11		211,200 円未満	31,000	30,100	38,000
12		255,000 円未満	32,900	32,000	40,400
13		301,000 円未満	34,800	33,900	42,700
14		348,000 円未満	36,700	35,500	45,400
15		397,000 円未満	38,600	37,400	48,100
16		397,000 円以上	40,400	38,800	52,000

① ひとり親世帯等の保護者負担軽減の拡大

市町村民税所得割 77,101円未満のひとり親世帯等の第1子を下記のとおり、第2子以降を無料とする。

階層	2号（3歳以上）		3号（3歳未満）	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	0	0	0	0
2	0	0	0	0
3	3,350	3,250	5,200	5,100
4	5,600	5,500	7,800	7,700
5	8,000	7,800	10,400	10,200
6	9,400	9,200	11,950	11,750
7	10,800	10,600	13,500	13,300

H27軽減後の額の半額

基準額の半額

市町村民税所得割 77,101円未満

<参考> 平成27年度ひとり親世帯等の軽減

階層	2号（3歳以上）		3号（3歳未満）	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	0	0	0	0
2	0	0	0	0
3	6,700	6,500	10,400	10,200
4	11,200	11,000	15,600	15,400

基準額の -2,000円

市町村民税所得割 55,700円未満

② 多子世帯の保護者負担軽減の拡大

市町村民税所得割 57,700円未満の世帯の第2子を半額、第3子以降を無料とする。

③ 多子計算の際の年齢制限（同時通所条件）の撤廃

上記の①②に該当する世帯は、多子計算の際の年齢制限（同時通所条件）を撤廃する。